

ペダル付き電動バイクによる 重傷事故が発生しています!!



【ペダル付き電動バイク】

ペダル及びモーターを備える
車両のうち、

- スロットルが備えられており、
モーターのみで走行させる
ことができるもの
- 駆動補助機付自転車
(いわゆる電動アシスト自転車)の
アシスト比率の基準を超えるもの

公道を走行するために必要なこと

- 一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許
- ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け
- ナンバープレートの取付け・表示
- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入

ルールを無視した運転は重大事故につながります!

知ってるやろ・・・?

その乗りモン自転車とちゃうねんで。

大阪府警察